

第 2 1 回 碧南市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 3 月 2 5 日（火曜日）午後 2 時から午後 3 時まで
2. 場 所 碧南市役所本庁舎 議員大会議室
3. 出席委員（農業委員出席 9 名／定数 1 1 名、農地利用最適化推進委員出席 8 名／定数 9 名）

会 長	神谷昌明		
農業委員	永坂邦男	山中力四郎	市古昭子
	原田孝司	黒田実	長谷部実
	金子さか江	三島孝二	
農地利用最適化推進委員			
	石川清勝	藤関弘之	永井是充
	新美康弘	金原節子	加藤浩孝
	下島良一	磯貝孝弘	
4. 欠席委員（農地利用最適化推進委員 1 名）

藤浦利吉	近藤正孝	杉浦孝明
------	------	------
5. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の選定について
 - 第 2（1）議案について（8 1 件）

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請の件	2 件
議案第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請の件	2 件
議案第 3 号	農用地利用集積計画の件	7 4 件
議案第 4 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件	1 件

追加議案

議案第 5 号	あっせん基準の件	1 件
議案第 6 号	令和 7 年度最適化活動の目標設定等について	1 件

（2）報告事項について（9 件）

報告第 1 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件	1 件
報告第 2 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件	5 件
報告第 3 号	農地法第 1 8 条第 6 号の規定による届出の件	2 件

追加報告

報告第 4 号	生産緑地あっせん不成立の件	1 件
---------	---------------	-----
6. 事務局・説明員

局 長	生田和重	次 長	亀島弘樹	係 長	松井佑未子
主 事	片山大輔	主 事	石川修平		

事務局	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより「第21回 碧南市農業委員会」を開会します。まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。8番委員、9番委員、19番委員より欠席の届け出がありました。よって、農業委員9名・推進委員8名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本総会は成立していますことをご報告いたします。 それではこれより議事の審査に入ります。碧南市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により以降の議事の進行は神谷昌明会長にお願いします。
会 長	本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。 これより会議に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の選定ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	それでは、6番委員、7番委員にお願いします。
会 長	次に、日程第2の議事に入ります。 議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	1ページをお開きください。 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の件についてです。 受付番号1164番 〇〇町〇丁目〇〇番 現況畑 1, 440㎡、同じく〇番2、189㎡につきまして □□町□丁目□番地 □□□□さんから △△町△丁目△番地 △△△△さんへ所有権移転の許可申請です。 申請理由としましては、譲渡人は農業経営の縮小、譲受人は農業経営の拡大です。この農地は、市街化調整区域の農地です。 対価は、〇〇円、坪単価は約〇〇円です。対象地は元々同じ貸し手・借り手間で10年間使用貸借権がついており、使用貸借権が切れても貸し手が引き続き同じ借り手に耕作してほしい、かつ、農地を手放したい思いから安価での売買価格となっております。 農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、 第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力は、自作地は田が1,077㎡、畑が2,075㎡の計 3,152㎡です。借入地は畑19,358㎡です。 農作業に従事する者は、農作業歴11年の△△さんと、11年の妻、臨時雇用者8名の計10名です。 通作距離は、車で10分となっております。 第4号関係の、農作業従事日数は、△△さんが351日、妻が250日です。 第6号関係の、周辺地域との調和要件ですが、地域農業集落の取り決めに従い、周辺農地の耕作者と協調して耕作していきますので支障はありません、とのことでした。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。

3月11日に、大浜地区の9番委員、17番委員と事務局で、現場確認を実施しました。地図は、50ページにあります。

続きまして、受付番号1165番。

〇〇町〇丁目〇〇番 畑 212㎡ につきまして

□□町□丁目□番地 □□□□さんから

△△町△丁目△番地 △△△△さんへ所有権移転の許可申請です。

申請理由としましては、譲渡人は農業経営の減少、譲受人は農業経営の拡大です。

この農地は、市街化調整区域の農地です。

対価は、〇〇円、坪単価は約〇〇円です。

農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、

第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力は、自作地は田が48,908㎡、畑が10,112㎡、農業施設用地が411㎡の計 59,431㎡です。貸付地は田 5,654㎡です。借入地は田 217,063.35㎡です。

農作業に従事する者は、農作業歴47年の△△さんと、72年の父、33年の妻、15年の子、計4名です。通作距離は、徒歩で6分となっております。

第4号関係の、農作業従事日数は、△△さんが330日、父が330日、妻が30日、子が330日です。

第6号関係の、周辺地域との調和要件ですが、地域農業集落の取り決めに従い、周辺農地の耕作者と協調して耕作していきますので支障はありません、とのこと。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。

3月11日に、旭地区の3番委員、13番委員と事務局で、現場確認を実施しました。地図は、51ページにあります。今回の土地取得によって集約化が進むため申請者の経営地を灰色で示してあります。

会 長 ありがとうございます。只今の説明に関連して、現地確認した委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。まず、受付番号1164番についてです。17番委員をお願いします。

17番委員 現場は過去に指導した畑ではあるが、現在は適切に管理されております。問題ないと思います。

会 長 ありがとうございます。続きまして受付番号1165番について3番委員をお願いします。

3番委員 手入れが全くされていない状態で草生えがひどい状態ではあるが、除草剤を撒いているのか枯れている状態でした。譲受人が対象地の周りで営農しているので、問題なく管理していただければと思います。

会 長 ありがとうございます。続きまして13番委員をお願いします。

13番委員 草生えがひどい状態ではあるが、譲受人が適切に管理していただければと思いま

	す。
会 長	ありがとうございました。
	この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ありませんか。
1 8 番委員	会長。(挙手)
会 長	1 8 番委員。(指名)
1 8 番委員	受付番号 1 1 6 4 番の案件について、譲受人の所有地は貸付地 9 1 8 m ² 以外無い認識でよいか。
事務局	仰るとおり、9 1 8 m ² 以外無い認識です。
1 8 番委員	対象案件は譲渡人がどうしても譲受人に購入してほしい思いから坪単価〇〇円での売買契約となったのか。
事務局	その通りです。今回の売買以前にも同じ譲渡人・譲受人で 1 0 年間使用貸借権が設定されておりました。今回使用貸借権が切れたタイミングであり、譲渡人自身では耕作出来ない懸念があった為、安価ではございますが坪単価〇〇円での売買契約が成立しました。
3 番委員	坪単価〇〇円での売買契約は税務上問題ないのか。
事務局	農地法第 3 条許可に売買価格に関する要件は無いので、坪当たり〇〇円での売買契約でも受理せざるを得ないと考えております。
会 長	他にはございませんか。よろしいですか。それでは簡易採決します。
	議案第 1 号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、議案第 1 号は原案のとおり決定しました。
会 長	次に、議案第 2 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	2 ページをお開きください。
	議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の件、県許可についてです。
	受付番号 1 1 6 6 番
	〇〇町〇丁目〇〇番地、〇〇〇〇さんから、
	□□町□丁目□□番地、□□□□さんへ、
	〇〇町〇丁目〇〇〇番〇、畑、4 9 9 m ² 、同じく〇番〇、畑、7 4 m ²
	計 2 筆 5 7 3 m ² につきまして、
	賃借権設定で、調剤薬局および駐車場へ転用です。
	調剤薬局 1 棟、建築面積 1 0 7 m ² 、建ぺい率 1 8.6 %、駐車場 1 カ所 1 2 台分です。
	申請理由としましては、「〇〇〇の隣接敷地内において調剤薬局として地域の医療に携わってきました。しかしながら〇〇〇の利用者増に伴い薬局も利用者が増え、常に待合室は来院者であふれ駐車場も常時満杯であり、路上駐車により地域住民や患者様に迷惑をかけている状態でした。この状態解消のために〇〇〇が△△町△丁目の土地に転院することになったため、このままでは調剤薬局が遠方となるため、利用客が不便なく利用できるようにするためにも〇〇〇の移転先の隣接地である申請地に調剤薬局も移設することとしました。移設に際しては、現在 2 台有している駐車場も 1 2 台に増やし、さらに待合室や調剤室並びに従業員室を設け作業の効率化及び待ち時間の減少につな

げたく今回申請します」とのことです。

申請地の農地区分は、第3種農地と考えます。第3種農地とは、「市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい農地」で、今回の申請地は、第3種農地の中でも、「街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域」に相当していると考えます。

この第3種農地は、「原則として転用許可することができる」区域にあたります。

また申請書には、碧南市土地改良区、油ヶ渕悪水土地改良区の意見書が添付されており、支障なしとの意見がついております。

以上のように、農地法第5条第1項の許可の要件を全て満たしていると考えます。

なお、令和7年3月7日に、西端地区の5番委員、19番委員と事務局で、現場確認を実施しております。

地図は、52ページにあります。また図面は54ページです。移転に際し、薬局の跡地についての利用は土地が借地のこともあり、今後は未定とのことでした。

続きまして、受付番号1167番。

〇〇町〇丁目〇〇番地、〇〇〇〇〇さん はじめ3名 から、

□□町□丁目□□番地、□□□□さんへ、

〇〇町〇丁目〇〇〇番〇、田、2, 230㎡、同じく〇番、田、2, 151㎡、同じく〇番、田、1, 232㎡ 合計3筆 5, 613㎡につきまして、賃借権の設定で、粘土採掘場としての一時転用の許可申請でございます。転用期間は令和7年5月1日から令和10年4月30日までの3年間です。

申請理由としましては、賃借人は地場産業の瓦製造原料である粘土採掘および販売業を営んでおり、納入先に近い申請地を借り受け、粘土採掘場として一時転用したいというものでございます。

農地法に基づく農地転用許可の検討としましては、この申請地の農地区分は農用地区域内農地です。農用地区域内農地の転用については、原則転用不許可ですが、一時的に転用するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該申請地を供することが必要と認められるものについては、農地法施行令第4条第1項第1号の不許可の例外に該当すると考えます。利用計画については、55ページの図面をご覧ください。

申請書には、碧南市土地改良区、油ヶ渕悪水土地改良区、明治用水土地改良区の意見書が添付されており、支障なしの意見となっております。

また、申請書には申請地の耕作者の同意書及び隣地所有者の同意書が添付されております。

以上のように、農地法第5条第1項の許可の要件を全て満たしていると考えます。

なお、令和7年3月7日に、西端地区の5番委員、19番委員と事務局で、現場確認を実施しております。地図は、53ページにございます。

会 長

ありがとうございました。

只今の説明に関連して、現地確認した委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。5番委員お願いします。

5番委員

どちらの案件も現況がきれいになっておりますので、問題ないと思います。

会 長

ありがとうございました。

議 場
会 長
会 長

事務局

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ありませんか。

（「異議無し」の声）

異議もございませんので、議案第2号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号、「農用地利用集積計画の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

3ページをお開きください。

議案第3号、農用地利用集積計画の件についてです。こちらは、一覧表にて説明します。

相対による貸借権設定は、合計件数72件、合計面積105,932㎡です。内訳は、田11,792㎡、畑94,140㎡です。

転貸による貸借権設定は、合計件数4件、合計面積6,333㎡です。内訳は、田6,333㎡、です。

以上の計画の内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の、第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

第2号、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である

イ、耕作等に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。

ロ、耕作等に必要なる農作業に常時従事すると認められること。

の各要件を満たしていると考えます。以上です。

会 長

ありがとうございました。

全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。

3番委員の案件を先決します。

会 長

3番委員の案件は、受付番号1220番です。

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

議 場

（「異議無し」の声）

会 長

異議もございませんので、3番委員関連の受付番号1220番は、原案のとおり決定しました。

会 長

続きまして、6番委員の案件を先決します。

会 長

6番委員の案件は、受付番号1169番始め5件です。

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

会 長

よろしいですか。それでは簡易採決します。

6番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場

（「異議無し」の声）

会 長

異議もございませんので、6番委員関連の受付番号1169番始め5件は、原案のとおり決定しました。

会 長

続きまして、7番委員の案件を先決します。

会 長

7番委員の案件は、受付番号1180番始め3件です。

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

会 長

よろしいですか。それでは簡易採決します。

7番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、7番委員関連の受付番号1180番始め3件は、原案のとおり決定しました。
会 長	続きまして、20番委員の案件を先決します。
会 長	20番委員の案件は、受付番号1203番です。
会 長	この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか よろしいですか。それでは簡易採決します。
会 長	20番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、20番委員関連の受付番号1203番は、原案のとおり決定しました。
会 長	それでは、先決10件を除く64件について、質疑に入ります。
会 長	この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。 よろしいですか。それでは簡易採決します。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、議案第3号は原案のとおり決定しました。
会 長	次に、議案第4号、「生産緑地に係る農業の主たる従事者照明の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	44ページをお開きください。 議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件についてです。 受付番号1244番 申出人は、〇〇町〇丁目〇〇番地、〇〇〇〇 さん。 申出生産緑地は、◎◎町◎丁目◎◎番、畑、269㎡、同じく、〇番、畑、162㎡、同じく〇番、畑、356㎡、の合計3筆787㎡です。 申出事由の生じた者は、△△町△丁目△△番地、△△△△ さん。 申出事由が生じた日は、令和6年10月19日、理由は死亡です。 申出人との続柄は、父です。 申述書によりますと、死亡する以前は、年間250日農業に従事していたとのことです。 令和7年2月28日に、2番委員、14番委員と事務局で、現場確認を実施しました。地図は、56ページにあります。
会 長	ありがとうございました。只今の説明に関連して、現地確認した委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。まず、2番委員をお願いします。
2番委員	対象地は木が数本植えられていましたが、草等は生えておらずきれいに管理されておりました。問題ないと思います。
会 長	ありがとうございました。次に、14番委員をお願いします。
14番委員	家庭菜園ではありましたが、きれいに管理されており問題ないと思います。
会 長	ありがとうございました。この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、

	ご質問ございませんか。
会 長	よろしいですか。それでは簡易採決します。
議 場	議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。
会 長	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、議案第4号は原案のとおり決定しました。
会 長	次に、追加議案第5号、「あっせん基準の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	追加議案第5号、あっせん基準についてです。受付番号1253番。 先日の本会議にて農地移動適正化あっせん事業に関してアンケートを実施いたしました。 アンケート内容は所有権移転・対価の支払い状況確認に関する打ち合わせを開催する必要があるかどうかといった内容になります。結果としまして、「打ち合わせ開催の必要無し」の回答が過半数を超えた為、打ち合わせは実施しない方向で事業を進めていきます。 但し登記の写しや通帳のコピー等根拠書類を事務局で受領し、確認出来次第売り手にあっせん証明書を交付する流れで事業を実施いたします。 農地移動適正化あっせん事業に関する流れについてはページ下部にて記載しております。 また、事業の中で作成する必要がある様式については別に添付しておりますので、合わせてご確認をよろしくお願いいたします。 本日の本会議終了後、愛知県にあっせん基準を本提出し、3月中に認可・4月1日よりあっせん事業を施行実施予定です。以上です。
会 長	ありがとうございました。この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
18番委員	会長。(挙手)
会 長	18番委員。(指名)
18番委員	農地移動適正化あっせん事業の様式が事業にどのように結びつくのか教えてほしい。
事務局	まず、農地を売りたい方は対象農地の地番や面積等を記載する様式である「あっせん申出書」を提出いただきます。その後、あっせん申出書に記載された情報を碧南市のHPにアップします。買い手がHPを確認し、対象農地を購入したいと手を挙げられましたら売り手と買い手がどのような経緯で決まったのかを記載する様式である「選定調書」を事務局で作成します。その後、農地の購入価格を決定するために事務局、農業委員、買い手、売り手で打ち合わせを実施します。打ち合わせで農地売買価格が決定しましたら、対象農地の売買価格を記載する様式である「あっせん調書」を事務局で作成します。200万円以上の農地売買案件であれば、あっせん申出書、選定調書、あっせん調書を税務署に事前提出し、売り手の譲渡所得控除が受けられるように調整します。その後、農地法3条許可申請を提出いただき、登記や売買が完了したことが分かる根拠書類を提示いただければ譲渡所得控除が受けられることのできる証明書を交付いたします。

1 8 番委員 事務局	農地移動適正化あっせん事業での契約書はどの様式が当てはまるのか。 あっせん調書でございます。
1 1 番委員 事務局 会長	様式に押印要とあるが、押印は必要なのか。 愛知県の様式例にも押印要と記載がありましたので、押印要としております。 他にはございませんか。よろしいですか。 それでは簡易採決します。追加議案第 5 号について、原案のとおり決定すること にご異議はございませんか。
議 場	（「異議無し」の声）
会 長	異議もございませんので、追加議案第 5 号は原案のとおり決定しました。
会 長	次に、追加議案第 6 号、「令和 7 年度最適化活動の目標設定等について」を議題と します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	お手元に配布しました資料「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について」をご覧 ください。受付番号 1 2 5 4 番。 こちらは単年度の目標を設定しているものです。3 月末までに翌年度の目標設定を行 うこととされていますので、今月の議案としております。 要点をピックアップして説明させていただきます。 1 ページをご覧ください。 「Ⅰ 農業委員会の状況」ですが、 「1 農業の現在の体制」につきましては記載のとおりです。 「2 農家・農地等の概要」ですが、下の表に記載していますが 耕地面積の合計は 8 8 6 h a です。農林水産省が公表している「耕地及び作付面積統計」 による数値を記載しておりまして、令和 6 年度の目標設定時よりも 9 h a 減少していま す。 2 ページをご覧ください。 「Ⅱ 最適化活動の目標」「1（1）農地の集積」の「②目標」については、令和 6 年 度の集積率は 7 1. 5 %でした。目標設定の考え方は、愛知県の「農業経営基盤の強化 の促進に関する基本方針」及び本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構 想」における令和 1 4 年度の目標値が 8 0. 0 %となっていますので、その達成に向け、 毎年度 1. 1 ポイントずつ段階的に引き上げていく設定としていますので、令和 7 年度 の目標値を 7 2. 6 %としました。 引き続き、担い手への農地利用集積に向けたあっせん活動を行っていきます。 次に「（2）遊休農地の解消」について、「①現状及び課題」は新たに遊休農地を発生 させないことを目標としております。 続いて、3 ページをお願いします。 「（3）新規参入の促進」の「②目標」の「新規参入者への貸付等について農地所有者の 同意を得た上で公表する農地の面積」についてです。表欄外に※ 2 として記載されてい ますが、過去 3 年度の権利移動面積の平均の 1 割以上とされていますので、令和 4 年度 から 6 年度までの平均値の 1 割 7. 4 h a としています。 次に「2 最適化活動の活動目標」の「（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目 標」ですが、「1 人当たりの活動日数」につきましては今年度と同じく月に 8 日を目標案

としています。

今年度の上半期の集計結果は委員 1 人あたり月平均 16 日となっております。

「(2) 活動強化月間の設定目標」ですが、農地パトロール以外に年 3 回の強化月間を設定することとされておりまして 7 月に農地パトロール開始にあたり、草生え農地等の情報を収集すること、9 月に 12 月末に利用権の終期を迎える農地が多いため、引き続きの利用権設定を促すこと。こちらは中間管理機構に一元化されたことに伴い処理に時間がかかることから例年 11 月としていますが、今年度から 9 月としています。

3 月に農業委員会だよりを発行し、農地パトロールの状況の公表と適切な農地管理の周知を行うこと、これについては例年 1 月から 2 月に発行していますが、新規就農者の紹介がその年の激励会の 1 年近く後ということになりかなり遅くなってしまい、もっと早くに知りたいという声がありました。そのため次年度より、激励会が終わった直後の 3 月ぐらいを予定しました。この時期については編集委員会等でまた相談していきたいと思っています。

以上を案としております。

最後に「(3) 新規参入相談会への参加目標」ですが、国や県、市、JA 等が開催する新規就農に関連する相談会、説明会等へ年 1 回は参加することを目標設定することとされております。

この点につきましては、新規就農の方が初めて利用権設定する際には委員さんに面談をしていただく運用としております。また、現行の制度として、経営開始直後の新規就農者に対する国の補助金交付事業があり、その要綱のなかで、県の普及指導担当課、JA、融資機関と農業委員会でサポートチームを構成し、対象者の訪問や農地、経営・技術、営農資金等の相談に対応することとされておりますので、その活動を記載させていただいたものになります。

以上が各項目の目標設定になります。

従来同様、市及び全国農業会議所のホームページで公開していく予定です。

なお、令和 6 年度の活動実績の点検につきましては、6 月末までに愛知県及び愛知県農業会議へ報告することとなっていますので、それまでに取りまとめて議案とする予定です。以上で説明を終わります。

会長

ありがとうございました。

それでは、この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

18 番委員
事務局

碧南市として集積率の目標値を教えてください。

県の目標値は 80% 以上とあるので、碧南市も 80% 以上を達成できればと考えています。

7 番委員

川口町でようやく集積率が 70% を超えてきた程度であるので、80% 以上の集積率の確保はまだまだ難しい。

会 長

他にはございませんか。よろしいですか。

それでは簡易採決します。議案第 6 号については原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

議 場

(「異議無し」の声)

会 長	異議もございませんので、追加議案第 6 号は原案のとおり決定しました。
会 長	引き続きまして、報告事項に入ります。
	報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件 1 件
	報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件 5 件
	報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 号の規定による通知の件 2 件
	追加報告
	報告第 4 号 生産緑地あっせん不成立の件 1 件
	合計 9 件、一括報告してください。
事務局	(報告)
会 長	ありがとうございました。
	只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。
会 長	それでは他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。
	以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。
会 長	続きまして、碧南市農業委員会会議規則第 1 1 条の規定で、委員は動議を提出できるとあります。その他として、動議はございませんか。
会 長	無いようですので以上をもちまして、第 2 1 回碧南市農業委員会を閉会とします。

～午後 3 時 0 0 分閉会～